令和８年（フ）第１７４２号
千葉市稲毛区長沼町７番地４　レオネクストセブン長沼103号
債務者　山本　孔一
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第２８３号
静岡県磐田市一言282番地　エクレール豊田307号室
債務者　長谷部　成人こと　ハセベ　ブライアン　ナルヒト（ＨＡＳＥＢＥ　ＢＲＡＹＡＮ　ＮＡＲＵＨＩＴＯ）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３９５号
静岡県浜松市浜名区中瀬2611番地の１　ＮＥＸＴＡＧＥ　１―101
債務者　横浜　篤子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１５４号
青森県八戸市小中野八丁目11番13号
債務者　草野みゆき
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第５２号
岩手県奥州市水沢大手町三丁目45番地、旧住所岩手県盛岡市東山二丁目３番９―202号
債務者　小野寺広樹
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第９９１号
仙台市青葉区上愛子字車15番地　ボヌールメゾンⅡ―203、従前の住所長野県東御市県434番地１　ローレルコート１号棟101号
債務者　林　　有希
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０００号
仙台市青葉区栗生５丁目６番地の12　コーポあおば202
債務者　中村富士子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０５３号
仙台市青葉区小松島新堤７番１号　社会福祉法人仙台キリスト教育児院　丘の家子どもホーム、住民票上の住所千葉県市川市行徳駅前３丁目11番１―408号（秀和第二行徳レジデンス）
債務者　佐藤　観月
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０７７号
仙台市宮城野区五輪２丁目１番８―404号
債務者　黒坂　　毅
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０８３号
仙台市太白区萩ケ丘25番４号　なっつ萩ヶ丘102
債務者　高橋　　勉
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０８７号
仙台市太白区西の平１丁目14番７号　サトウアパートＢ102、従前の住所仙台市若林区沖野６丁目６番７―304号
債務者　砂口　和澄
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１２３号
仙台市太白区中田５丁目１番２号
債務者　柿沼　友則
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１４７号
仙台市若林区六丁の目南町１番７―903号
債務者　田野崎元気
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１５４号
仙台市泉区加茂１丁目18番地の11
債務者　佐藤　晴義
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１９８号
仙台市泉区八乙女中央３丁目11番８号　ストーンリバー八乙女201、従前の住所仙台市泉区南光台３丁目23番33号　アーバンヴィラＫ201
債務者　岡本麻衣子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１５２号
宮城県石巻市大橋１丁目６番地21、前住所宮城県仙台市青葉区高松１丁目19番10―103号
債務者　村山　史哲
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１６２号
福島市曽根田町７番30号グランコモド曽根田604、従前の住所福島市大明神４番地の３カメリヤコーポラス606
債務者　渡邊　早苗
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福島地方裁判所